

三豊市現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三豊市が発注する建設工事（以下「工事」という。）に係る現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 工事を発注した者(以下「発注者」という。)は、現場代理人の工事現場における運営及び取締りに支障がなく、かつ、発注者と常に連絡を取れる体制を確保できる場合で、次の各号に掲げる期間については、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。

- (1) 契約締結後、工事現場において現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 三豊市工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋りょう、ポンプ、ゲート等、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間ほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(兼務対象工事)

第3条 発注者は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼務することについて、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、2件の工事を限度に現場代理人の兼務を認めることができる。

- (1) 三豊市が発注した工事であること。(工種不問)
- (2) 契約金額が1件当たり4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事であること。ただし、当該現場代理人が、どちらか一方の工事で専任の主任技術者又は監理技術者を兼ねている場合は、兼務することができない。
- (3) 兼務するそれぞれの工事現場が市の区域内であること。
- (4) 常に発注者と工事現場間の連絡体制が確保されていること。

(兼務の承認)

第4条 発注者は、工事現場内における運営、管理体制等現場代理人の職務遂行に支障がないと判断した場合は、兼務を承認するものとし、承認に当たっては、次に掲げる手続により行うものとする。

- (1) 工事を受注した者(以下「受注者」という。)で、現場代理人の兼務を希望するものは、契約締結時又は契約締結後に、現場代理人兼務承認願兼承認可否決定書(様式第1号)を発注者に2部提出しなければならない。
- (2) 発注者は、兼務を希望する双方の工事において、前条各号のいずれにも該当していることを確認し、兼務の可否を当該可否決定書に記載のうえ、うち1部を受注者に通知する。

(兼務中の注意事項)

第5条 現場代理人の兼務を認められた受注者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。なお、発注者が兼務について支障があると判断した場合は、当該現場代理人の兼務を解除し、受注者に新たな現場代理人の配置を求めることができるものとする。

(1) 兼務期間中は、兼務の承認を受けたいずれかの工事現場に常駐していること。

(2) 各工事現場の安全管理等を徹底すること。

(増額変更契約時の取扱い)

第6条 増額により変更後の契約額が4,500万円(建築一式工事の場合は9,000万円)以上となった場合において、発注者が兼務の継続に支障がないと認めるときは、引き続き兼務することができる。ただし、現場代理人が主任技術者を兼ねている場合において、当該主任技術者につき専任義務が生じたときは、他の工事における現場代理人の兼務については、解除しなければならない。

2 受注者は、前項の規定に基づき現場代理人の兼務を解除するときは、現場代理人兼務解除届出書(様式第2号)を発注者に提出しなければならない。

(経費調整)

第7条 現場代理人の兼務に伴う経費調整は行わない。ただし、工期が重複し、かつ工作物等に一体性が認められる近接工事において、発注者が一の工事とみなした場合は、この限りでない。

(現場代理人等の責務)

第8条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても契約上の職務を免じるものではない。

2 受注者は、現場代理人の工事現場への常駐義務の緩和により、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第3項による主任技術者又は管理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意しなければならない。

(その他)

第9条 この告示に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以降に競争入札に付す工事から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年2月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年2月1日から施行する。